

1 社会の変化に伴い、良好な環境で生活する権利として裁判などで主張されるようになった新しい人権を何という？

- ① 環境権 ② 生存権 ③ 勤労の権利 ④ 教育を受ける権利

2 天皇が国事行為として任命し、内閣の首長として行政権を統括する役職を何という？

- ① 衆議院議長 ② 参議院議長 ③ 内閣総理大臣 ④ 最高裁判所長官

3 国のあらゆる法の中で最も強い効力を持つため、憲法に反する法律や命令を無効にできる法的な地位を何という？

- ① 政令 ② 最高法規 ③ 法律 ④ 規則

4 天皇が行う国事行為に対して必要とされる、内閣からの政治的な責任を伴う手続きを何という？

- ① 助言と承認 ② 国会の同意 ③ 天皇の認証 ④ 内閣の責任

5 法律や行政処分が憲法に違反していないかを裁判所が審査し、判断を下す権利を何という？

- ① 違憲審査権 ② 立法権 ③ 司法権 ④ 行政権

6 日本国憲法第9条で、戦争や戦力の保持とともに否定されている、国家が戦争を行う法的権利を何という？

- ① 統治権 ② 交戦権 ③ 行政権 ④ 立法権

7 日本国憲法第9条が禁じる戦力には当たらないとする政府見解に基づき、自衛のための必要最小限度の実力組織として運用されている組織を何という？

- ① 保安隊 ② 警察予備隊 ③ 防衛省 ④ 自衛隊

8 国民が国政に参加する最も重要な手段として、国民が代表者を選ぶ仕組みを何という？

- ① 選挙 ② 国民審査 ③ リコール ④ 直接請求

9 憲法改正の発議後、国民が最終的な賛否を決定するために行われる手続きを何という？

- ① 総選挙 ② 最高裁判所裁判官国民審査 ③ 国民投票 ④ 地方特別住民投票

10 通常法律よりも改正の手続きが厳格に定められている憲法のことを何という？

- ① 民定憲法 ② 硬性憲法 ③ 欽定憲法 ④ 軟性憲法

11 日本国憲法において、政治の最終的な決定権が国民にあるとする原理を何という？

- ① 基本的人権の尊重 ② 平和主義 ③ 国民主権 ④ 権力分立

12 日本国憲法第11条で、国民が侵すことのできないものとして規定されている権利を何という？

- ① 基本的人権 ② 身体の自由 ③ 法の下での平等 ④ 信教の自由

13 大日本帝国憲法において、統治権の総攬者とされたのは誰？

- ① 天皇 ② 摂政 ③ 内大臣 ④ 枢密顧問官

14 日本が自らを守るための必要最小限度の実力組織として保持している組織を何という？

- ① 国際協力隊 ② 国連平和維持軍 ③ 自衛隊 ④ 治安維持法

15 公務員などが憲法を守り、尊重しなければならない義務を何という？

- ① 教育を受けさせる義務 ② 憲法尊重擁護義務 ③ 勤労の義務 ④ 納税の義務



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	環境権 とは、清潔な空気や水、日照や静穏など、良好な環境を享受し、それを破壊されない権利のことです。		1 環境権	☐
2	国会の指名を受けて天皇が任命します。		3 内閣総理大臣	☐
3	憲法は「 最高法規 」とされ、すべての法律や命令は憲法に反することができません。		2 最高法規	☐
4	天皇のすべての国事行為には、内閣の 助言と承認 が必要です。		1 助言と承認	☐
5	違憲審査権 は、国会で作られた法律や行政の行い（行政処分）が、憲法の基本的人権や平和主義などの理念に反していないかを判断する権利です。		1 違憲審査権	☐
6	第9条第2項には「国の 交戦権 は、これを認めない」と明記されています。		2 交戦権	☐
7	警察予備隊を前身とし、現在は陸上・海上・航空の三 自衛隊 で構成されています。		4 自衛隊	☐
8	選挙 は、国民が選んだ代表者が国会で話し合って法律や政策を決める「間接民主制」の根幹です。		1 選挙	☐
9	有効投票数の過半数の賛成があれば、憲法改正が承認されます。この手続きは「 国民投票 」と呼ばれ、日本国憲法下で一度も行われていない歴史的なプロセスです。		3 国民投票	☐
10	硬性憲法 とは、法律の改正よりも厳しい手続き（国会での高い賛成割合や国民投票など）を必要とする憲法のことです。		2 硬性憲法	☐
11	国民主権 とは、国家の政治のあり方を最終的に決定する権力（主権）が国民にあるという考え方です。		3 国民主権	☐
12	基本的人権 とは、単なる法律で与えられたものではなく、人間が当然に持っている普遍的な価値であるとする考え方です。		1 基本的人権	☐
13	大日本帝国憲法では、 天皇 が「神聖にして侵すべからず」とされる絶対的な主権者でした。		1 天皇	☐
14	1954年に発足した 自衛隊 は、憲法が禁じる「戦力」には該当しない「必要最小限度の実力」とあるという政府の見解に基づいています。		3 自衛隊	☐
15	憲法第99条により、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っています。		2 憲法尊重擁護義務	☐

言えなかった用語ノート